

あさひかわ直売マップ店舗等掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が各家庭における農畜産物の地産地消及び生産者等の所得向上を推進するため作成する「あさひかわ直売マップ」（以下「マップ」という。）について、その掲載内容等の取扱いに係る事項を定めるため策定する。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各項のとおりとする。

- 1 「生産者等」とは、旭川市内で農畜産物の生産活動に参加している個人及び団体のことをいう。
- 2 「農畜産物」とは、旭川市内で生産された農畜産物のことをいう。
- 3 「加工品」とは、農畜産物を主原料に加熱、乾燥、冷凍又は発酵等の処理を施し製造したもののことをいう。
- 4 「店舗等」とは、旭川市内の店舗、旭川市内で行われる軒先販売及び朝市等のことをいう。
- 5 「販売」とは、店舗等において展示した農畜産物及び加工品の実物を販売することをいう。
- 6 「運営責任者」とは、店舗等の経営者並びに運営及び管理等を担当する者のことをいう。

(掲載する店舗等の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する店舗等について掲載する。

- (1) 生産者等が自ら生産した農畜産物を販売することを主な目的としている店舗等
- (2) 生産者等が運営責任者を務め、かつ、次のア又はイのいずれかを主な目的としている店舗等
 - ア 農畜産物を主原料とする加工品の販売
 - イ 農畜産物の調理及び飲食の場の提供
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する店舗等については掲載しない。
 - (1) 掲載について運営責任者の同意を得られない店舗等
 - (2) 第4条に定める事項及びその他営業実態について確認できない店舗等
 - (3) 市民等による定期的又は継続的な利用が見込めない店舗等
 - (4) 市の方針、施策その他これに類するものに反する店舗等
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある店舗等
 - (6) その他、市長が適当でないと認める店舗等

(掲載内容)

第4条 前条の店舗等に関する情報のうち、次の各号に該当する事項すべてを掲載する。

- (1) 名称
- (2) 営業場所
- (3) 問合せ先（電話番号）
- (4) 営業時期
- (5) 営業日（定休日）及び時間帯等

- (6) 店舗等の形態
- (7) 主な取扱品目等

2 店舗等に関する情報のうち、運営責任者が希望したときは、次の各号に該当する事項を掲載することができる。

- (1) 問合せ先（ファクシミリ番号、電子メールアドレス、URL等）
- (2) 農畜産物等を利用した取組
- (3) その他、市長が必要と認めること

（掲載の申込み）

第5条 掲載の申込みは、あさひかわ直売マップ掲載依頼書（様式第1号）に営業場所の地図等を添えて行うこととする。ただし、別の方法により営業場所を確認できるときは、地図等の添付を省略することができる。

（掲載要件等の調査）

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、第3条の掲載要件及び前条の掲載内容について、速やかに確認調査を行う。

（掲載の決定）

第7条 前条の調査により掲載要件を満たしていると認められた店舗等については、あさひかわ直売マップ掲載のお知らせ（様式第2号）により運営責任者に速やかに通知し、店舗等の情報を掲載することとする。

2 前条の確認調査により掲載要件を満たしていると認められなかった店舗等については、あさひかわ直売マップに関するお知らせ（様式第3号）により運営責任者に通知する。

（掲載内容の変更等）

第8条 運営責任者は、あさひかわ直売マップ掲載内容変更等依頼書（様式第4号）又は任意の方法により、掲載内容の変更又は削除を依頼することができる。

2 市長は、マップの掲載内容の誤謬、虚偽又は第3条に定める掲載要件を満たしていないことを確認したときは、掲載内容の一部又は全部について、職権により変更又は削除することができる。

3 掲載内容の変更等に係る事務の執行にあたっては、前2項のほか、必要に応じて第5条から第7条の規定を準用する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、マップの掲載内容等の取扱いについて、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。